

事 務 連 絡  
平成 1 8 年 1 2 月 1 日

各 都道府県介護保険担当部（局）担当者 様

介護保険制度下での指定介護老人福祉施設の施設サービス等の対価に係る  
医療費控除の取扱いについて

介護保険制度下での指定介護老人福祉施設の施設サービスの対価に係る医療費控除の取扱いについては、その基本的考え方に変更ありませんが、地域密着型介護老人福祉施設の創設に伴い、所得税法施行規則の一部を改正する省令（平成 1 8 年財務省令第 6 4 号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成 1 8 年総務省令第 1 3 1 号）により、指定地域密着型介護老人福祉施設の地域密着型サービスに係る対価のうち一定の金額について新たに医療費控除の対象とされたところです。

については、「介護保険制度下での指定介護老人福祉施設の施設サービスの対価に係る医療費控除の取扱いについて」（平成 1 2 年 6 月 1 日老発第 5 0 8 号）に基づく取扱いについて平成 1 8 年 4 月サービス分より別添のとおりとしますので、貴都道府県内（区）市町村（政令市、中核市も含む）、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾なきよう、よろしくお願ひいたします。

厚生労働省老健局総務課  
企画法令係

介護保険制度下での指定介護老人福祉施設の施設サービス等の対価に係る医療費控除の取扱いについては下記のとおりとする。

1 対象者

要介護1～5の要介護認定を受け、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護老人福祉施設に入所する者。

2 対象費用の額

介護費（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第42条の2第2項第2号及び第48条第2項に規定する「厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額」をいう。）に係る自己負担額、食費に係る自己負担額（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第136条第3項第1号及び第161条第3項第1号並びに指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第9条第3項第1号及び第41条第3項第1号に規定する「食事の提供に要する費用」をいう。）及び居住費に係る自己負担額（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第136条第3項第2号及び第161条第3項第2号並びに指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第9条第3項第2号及び第41条第3項第2号に規定する「居住に要する費用」をいう。）として支払った額の2分の1に相当する金額。

3 領収証

法第42条の2第9項及び第48条第7項において準用する法第41条第8項並びに介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「規則」という。）第65条の5において準用する規則第65条及び規則第82条に規定する領収証に、2の対象費用の額を記載する。（別紙様式参照）

## 別紙様式

(様式)

## 指定介護老人福祉施設等利用料等領収証

(平成 年 月 日)

利用者氏名				
費用負担者氏名		続柄		
施設事業者名 及び住所等		社会福祉法人 特別養護老人ホーム 印		
項 目		単 価	数 量	金 額 (利用料)
①	介護費			
②	食費			
③	居住費			
④	特別食負担			
⑤	特別居住負担			
⑥				
⑦				
⑧				
⑨				
領 収 額				円
うち医療費控除の対象となる金額 (①+②+③) × 1 / 2				円
				領収年月日 平成 年 月 日

(注) 1 「事業者名及び住所等」の欄には、市(区)町村が提供する場合には、その自治体名を記入してください。

2 ①介護費の単価及び数量については適宜基本介護サービス費、各種加算の内訳を記載してください。

3 ①、②及び③の合計額の1/2(二重下線の額)が医療費控除の対象となります。

4 医療費控除を受ける場合、この領収証を確定申告書に添付するか、確定申告の際に提示してください。

岡事指第1819号  
平成28年2月16日

指定居宅サービス事業者 様  
指定地域密着型サービス事業者 様  
介護保険施設開設者 様

岡山市事業者指導課長

平成28年度認知症介護指導者養成研修の受講者推薦  
(岡山市内に所在する介護保険事業者の推薦分)について(依頼)

平素から、本市介護保険行政におきましてはご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、「認知症介護指導者研修」は、認知症介護実践研修を企画・立案し、講義、演習、実習を担当することができる能力を身につけるとともに、介護保険施設・事業者等における介護の質の改善について指導することができる者を養成することをねらいとして、認知症介護研究・研修仙台センター(宮城県仙台市)で開催されております。

つきましては、認知症介護研究・研修仙台センターから募集要項が出され次第、ホームページに掲載しますので、募集要項をご覧のうえ、受講者の推薦がある場合は、推薦手続き方法について下記問い合わせ先までご連絡ください。

#### 記

- 1 推薦手続期限 平成28年度募集要項が出され次第、ホームページに掲載します。
- 2 受講費用 研修受講に要する経費は事業者の負担となります。
- 3 募集要項 岡山市事業者指導課ホームページに掲載します。  
[http://www.city.okayama.jp/hohuku/jigyousyasidou/jigyousyasidou\\_00008.html](http://www.city.okayama.jp/hohuku/jigyousyasidou/jigyousyasidou_00008.html)
- 4 その他 受講者は、推薦者の中から仙台センターが決定します。

#### 【問い合わせ先】

〒700-0913 岡山市北区大供三丁目1番18号  
岡山市役所保健福祉局事業者指導課 地域密着事業者係  
Tel : (086) 212-1012 Fax : (086) 221-3010

# 『働き方改革』に取り組みましょう！

## なぜ、働き方改革に取り組むのか？

今後、人口減少社会の中で、我が国経済社会を持続可能なものとするためには、その担い手である労働者の心身の健康保持を前提に、職業生活の各段階において、子育てや介護等の家庭生活、地域活動、自己啓発等に必要とされる時間と労働時間を柔軟に組み合わせ、労働者一人ひとりが心身とも充実した状態で、意欲と能力を存分に発揮できる環境を整備していく必要があります。

## 働き方改革とは？

労働者の心身の健康確保、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)、女性の活躍推進等の観点から、法定労働条件の履行確保を前提とした上で、個々の企業において、労使の話し合いを通じて、**所定外労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進**、始業及び終業の時刻の設定の見直し、勤務地や勤務時間等を限定した多様な正社員制度、適正な労働条件の下でのテレワークの普及など**長時間労働や転勤を一律の前提とする雇用管理を見直すこと**をいいます。

## 働き方改革によって期待できるもの

### ○ 長時間労働の見直しと業務効率(生産性)の向上

長時間労働は、労働者の心と体に悪影響を及ぼし、企業として優秀な人材を失うことにもつながります。長時間労働を改善し、これを契機に仕事の見直しを積極的に進めることで、**時間外勤務の縮減、経費の削減、業務効率(生産性)の向上**、さらには**労働者の健康保持、長期休業者の減少**などにつながります。

### ○ 労働者の意欲向上と職場への定着

ワーク・ライフ・バランスを推進することによって、労働者の会社への**満足度**や仕事への**意欲**が高まり、会社に対する忠誠心や能力発揮の向上につながり、また、結婚・出産を機に**退職する女性社員が減り**、女性の管理職も増加するといわれています。

### ○ 優秀な人材の確保

仕事に対する意識は、男女とも変化してきており、女性の働き方では「子どもができてもずっと働き続ける」という考え方が男女とも多数派になりつつあります。また、仕事と仕事以外の生活を両立できる環境にある会社かどうかは、若い世代での関心が高くなっており、**若手人材の確保**にも影響があるといわれています。さらに、**仕事と生活の両立**支援策と社員の人材育成策を合わせて行くと、相乗効果で**企業業績にプラス**の影響がでるともいわれています。

厚生労働省では、企業の皆さまが「働き方改革」に取り組んでいただけるよう、様々な情報を提供しています。

## 働き方・休み方改善ポータルサイト (<http://work-holiday.mhlw.go.jp>)

このサイトでは、専用指標によって企業診断ができる「働き方・休み方改善指標」や「企業における取組事例」などを掲載し、企業の皆さまが自社の社員の働き方・休み方の見直しや改善に役立つ情報を提供しています。

働き方休み方

検索

## 働き方・休み方改善コンサルタント (都道府県労働局に配置)

中小企業を中心とした関係事業者等の皆さまからの**労働時間等の設定改善等に関する相談**(例えば、労働時間制度や年次有給休暇取得促進等に関する事)に応じることにより、企業等における労働時間等の設定の改善等の効率的な推進に資することを目的として、都道府県労働局に当該分野の専門家である「働き方・休み方改善コンサルタント」を配置しています。相談は**無料**ですので、お気軽に岡山労働局労働基準部監督課までお問い合わせください。

**上記ポータルサイトの企業診断に関するサポートもいたします。** ➡ **労働基準部監督課(TEL086-225-2015)**

## 職場意識改善助成金 (職場意識改善コース・テレワークコース・所定労働時間短縮コース)

中小企業における労働時間等の設定の改善を通じた職場意識の改善を促進するため、職場意識改善に係る計画を作成し、その計画に基づく措置を効果的に実施した中小企業の事業主に助成金を支給するものです。詳しい内容については、岡山労働局労働基準部監督課までお問い合わせください。 ➡ **労働基準部監督課(TEL086-225-2015)**

[お問い合わせ先]



## 岡山労働局働き方改革推進本部

(事務局:岡山労働局労働基準部監督課 TEL086-225-2015)

岡山労働局のホームページにもいろいろな情報を掲載していますので、是非ご利用ください。

岡山労働局 働き方改革について

検索

# 腰痛・転倒災害を防止しましょう！

～ 岡山県内の社会福祉施設・介護事業場でも多くの災害が発生しています ～


## 岡山県内の社会福祉施設・介護事業等における労働災害発生状況

岡山県内の社会福祉施設・介護事業等における労働災害は年々増加しており、平成20年から平成26年までの**7年間で1.8倍に増加**しています。

事故の型別では、「**動作の反動・無理な動作**」(腰痛)が**32%と最も多く**、続いて「**転倒**」の**30%**となっており、この2つで**災害全体のほぼ3分の2**を占めています。


### 災害事例(腰痛)

経験期間	年代	発生状況
2 か月	40 代	利用者の入浴介助中、利用者の両脇に手を差し込み抱え上げたところ、腰を痛めた。【休業見込 7 日】
5 か月	60 代	入居者の尿取りパッド交換を中腰で行っていたところ、腰を痛めた。【休業見込 10 日】
10 年	30 代	入居者を乗せた車椅子を車両付属のスロープで押し上げていたところ、腰を痛めた。【休業見込 2 か月】



### 災害事例(転倒)

経験期間	年代	発生状況
1 年	40 代	調理場で片付け作業中、水で濡れていた金属製の排水溝で足を滑らせ転倒した。【休業見込 14 日】
10 年	60 代	デイサービス利用者のシルバーカーに足を引っ掛け転倒した。【休業見込 1 か月】
11 年	60 代	訪問介護の利用者宅に生活用品を届ける途中、積雪した路面に足を滑らせ転倒した。【休業見込 1 か月】



## 社会福祉施設・介護事業場における腰痛予防対策のポイント

### ポイント1 腰痛予防対策実施組織

施設長等のトップが、腰痛予防対策に取り組む方針を表明し、対策実施組織（腰痛予防対策チーム）を作りましょう。腰痛予防対策チームでは、腰痛予防のためのリスクの評価と低減、看護・介護者への教育活動を行います。

### ポイント2 腰痛発生に関与する要因の把握及びリスクの評価・見積り

対象者ごとの具体的な看護・介護作業について、作業姿勢、重量などの観点から、腰痛発生リスクを評価しましょう。

### ポイント3 リスクの回避・低減措置の検討・実施

腰痛発生リスクが高い作業から優先的に、リスクの回避・低減措置を検討し、実施しましょう。健康管理、教育にも取り組みましょう。

### もっと詳しく

介護作業者の腰痛予防対策チェックリスト

介護腰痛 チェックリスト

職場における腰痛予防対策指針

腰痛予防指針

看護・介護従事者の腰痛予防対策講習会（中災防：無料）

無料 腰痛予防

仕事中に転倒して4日以上仕事を休む方は、年間26,000人ほどで、労働災害の種類の中で最も多くなっています。特に高齢者が転倒した場合は重症化する割合が高く、日常生活での不慮の事故による死因の中でも、転倒・転落死は交通事故死を超えています。

## 転倒災害の種類と主な原因

### 滑り

- ・床が滑りやすい素材である
- ・床に水や油が飛散している
- ・ビニールや紙など、滑りやすい異物が床に落ちている

### つまずき

- ・床の凹凸や階段
- ・床に放置された荷物や商品など

### 滑り

- ・大きな荷物を抱えるなど、足元が見えない状態での作業

## 転倒災害防止対策のポイント

転倒災害防止対策により安心して作業が行えるようになり、作業効率が上がります。できるところから少しずつ取り組んでいきましょう。

### ポイント1 設備管理面での対策

[4S(整理・整頓・清掃・清潔)]

- ◆ 歩行場所に物を放置しない
- ◆ 床面の汚れ(水、油、粉等)を取り除く
- ◆ 床面の凹凸、段差等の解消

### ポイント2 転倒しにくい作業方法

[あせらない 急ぐ時ほど 落ち着いて]

- ◆ 時間に余裕を持って行動
- ◆ 滑りやすい場所では小さな歩幅で歩行
- ◆ 足元が見えにくい状態で作業しない

### ポイント3 その他の対策

- ◆ 作業に適した靴の着用
- ◆ 職場の危険マップの作成による危険情報の共有
- ◆ 転倒危険場所にステッカー等で注意喚起



## 『STOP! 転倒災害特設サイト』をご活用ください。

転倒災害の現状からその対策まで、事業場での取組に役立つ情報を集約してご提供します。

<厚生労働省 ホームページ>

「STOP! 転倒災害プロジェクト 2015」で検索

STOP! 転倒 検索

2015年12月から

# ストレスチェックの実施

が義務付けられました。

※従業員50人未満の事業場については当分の間、努力義務です。

### ストレスチェックの実施

- 常時使用する労働者に対して、年1回、ストレスチェックを実施する必要があります。
- ストレスチェックの調査票には、「仕事のストレス要因」、「心身のストレス反応」、「周囲のサポート」の3領域を含みます。

### 面接指導の実施

- 高ストレスと評価された労働者から申し出があったときは、医師による面接指導を行う必要があります。
- 事業者は、面接指導の結果に基づき、医師の意見を勘案し、必要があると認めるときは、就業上の措置を講じる必要があります。

こころの耳

検索

[お問い合わせ先]

厚生労働省  岡山労働局労働基準部健康安全課(電話 086-225-2013)



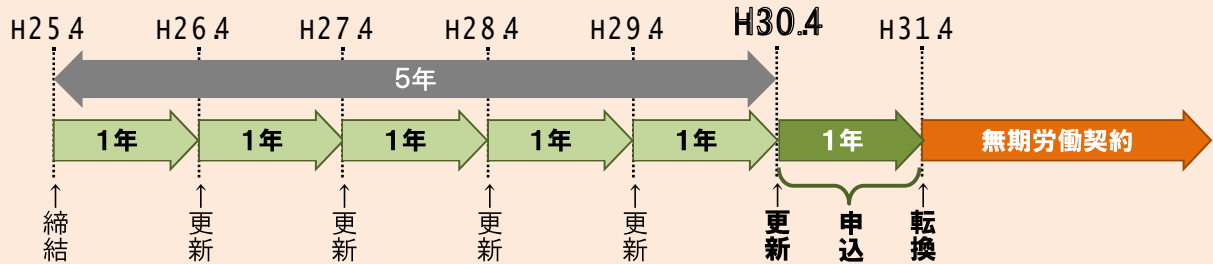
事業主の皆さま・働くすべての皆さまへ

## ご存じですか？「無期転換ルール」 ～準備を始めましょう、就業規則の見直しや規定の整備～

### 無期転換ルールとは

- 有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールです。  
(労働契約法第18条：平成25年4月1日施行)

【平成25年4月開始で契約期間が1年の場合の例】



※ 無期労働契約の労働条件（職務、勤務地、賃金、労働時間など）は、別段の定めがない限り、直前の有期労働契約と同一となります。別段の定めをすることにより、変更可能です。

### 円滑な無期転換のために（労使の取組のお願い）

現場における有期契約  
労働者の活用実態を  
把握しましょう

有期契約労働者の  
活用方針を明確化し、  
無期転換ルールへの  
対応の方向性を  
検討しましょう

無期転換後の  
労働条件を  
どのように設定するか  
検討しましょう

- ★ 厚生労働省ホームページに参考となる具体的な取組事例を掲載しています。詳しくは「有期契約労働者の円滑な無期転換のために」をご覧ください。

円滑な無期転換

検索

- ★ 労働契約法についてはこちらをご覧ください。

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/keiyaku/kaisei/index.htm](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/keiyaku/kaisei/index.htm)

### 非正規雇用の労働者のキャリアアップに、助成金を活用してみませんか

「キャリアアップ助成金」は、有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用の労働者の企業内でのキャリアアップなどを推進するため、正規雇用等への転換、人材育成、処遇改善などの取組を実施した事業主に対して助成する制度です。

詳しくは、最寄りの都道府県労働局

または ハローワークへお問い合わせください。

キャリアアップ助成金

検索

### 雇止めの慎重な検討について

無期転換ルールの導入に伴い、有期雇用労働者が無期労働契約への転換前に雇止めとなる場合が増加するのではないかと心配があります。

このため、雇用の安定がもたらす労働者の意欲や能力の向上や、企業活動に必要な人材の確保に寄与することなど、無期転換がもたらすメリットについても十分にご理解いただき、雇止めの判断に当たっては、その実際上の必要性を十分慎重に検討のうえ、御対応いただくようお願いいたします。

[お問い合わせ先]

厚生労働省  岡山労働局労働基準部監督課(電話 086-225-2015)



現在位置 : [トップページ](#) > [市政情報](#) > [パブリックコメント・アンケート](#) > [実施中のパブリックコメント](#) > 岡山市介護予防・日常生活支援総合事業(事業実施に関する指針)の策定に向けて

## 岡山市介護予防・日常生活支援総合事業(事業実施に関する指針)の策定に向けて

### ～指針策定に関するご意見を募集します～

岡山市では、介護予防・日常生活支援総合事業(事業実施に関する指針)(案)について、次のとおりご意見を募集します。

#### 1 募集期間

平成28年2月10日(水曜日)～平成28年3月9日(水曜日)(必着)

#### 2 閲覧場所

(1)岡山市ホームページ

(2)地域包括ケア推進課(保健福祉会館9階)、高齢者福祉課(保健福祉会館9階)、事業者指導課(KSB会館4階)、情報公開室(市役所本庁2階)、各区役所総務・地域振興課、各支所、各福祉事務所

\* 閲覧は、土・日・祝日を除く8時30分から17時15分まで

 [岡山市介護予防・日常生活支援総合事業\(事業実施に関する指針\)\(案\)【概要】\(PDF:115KB\)](#)

 [岡山市介護予防・日常生活支援総合事業\(事業実施に関する指針\)\(案\)\(PDF:2.3MB\)](#)

#### 3 提出方法(電話での受付はできませんのでご了承ください。)

意見書にご記入のうえ、次の方法により提出してください。

(1)持参の場合

岡山市保健福祉会館9階 地域包括ケア推進課

(2)郵送の場合

〒700-8546岡山市北区鹿田町一丁目1番1号 岡山市地域包括ケア推進課あて

(3)ファクスの場合

ファクス番号 086-803-1780 岡山市地域包括ケア推進課あて

(4)インターネットによるメールの場合

メールアドレス tiikihoukatsu@city.okayama.jp 岡山市地域包括ケア推進課あて

 [岡山市介護予防・日常生活支援総合事業\(事業実施に関する指針\)\(案\)に対する意見書\(PDF:11KB\)](#)

 [岡山市介護予防・日常生活支援総合事業\(事業実施に関する指針\)\(案\)に対する意見書\(ワード:46KB\)](#)

#### 4 問い合わせ先

岡山市福祉保健局 地域包括ケア推進課 086-803-1246

高齢者福祉課 086-803-1230

事業者指導課 086-212-1012

#### 5 ご意見の取り扱い

お寄せいただいたご意見は、最終的な指針を作成する際に参考とさせていただくとともに、結果の概要を公表する予定ですが、ご意見に対する個別の回答は行いませんので、ご了承ください。ご記入いただいた個人情報は、岡山市個人情報保護条例の規定に従い、適切に取扱います。

#### このページに関するお問い合わせ先

保健福祉局地域包括ケア推進課

電話:086-803-1246

所在地:〒700-8546 岡山市北区鹿田町一丁目1番1号 [地図](#)

開庁時間:月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時15分 祝日・年末年始は閉庁

[Eメールでのお問い合わせは専用フォームをご利用ください。](#)

[このページの先頭に戻る](#)

[前のページへ戻る](#)

[トップページへ戻る](#)

表示 [PC](#) | [スマートフォン](#) |

# 岡山市における介護予防・日常生活支援総合事業について (事業実施に関する指針) (案) 【概要】

## 介護予防・日常生活支援総合事業創設の背景 (P1～2参照)

超高齢社会を迎え、団塊の世代の人が75歳以上になる2025年にはさらに高齢化は進行し、ひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦のみの世帯、認知症高齢者が増加していくことが見込まれています。高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を続けられるよう地域全体で高齢者を支えるとともに、高齢者自身も自らの持つ能力を活かして要介護状態となることを予防することが重要です。そのための仕組みとして、介護保険制度において、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）が創設されました。

## 岡山市の総合事業のポイント

### 1. 訪問介護と通所介護が総合事業に移行

(P1、P14～15、別紙「岡山市における介護予防・日常生活支援総合事業（指定事業者関連）(案)」参照)

- 予防給付（要支援の人に対するサービス）のうち訪問介護（ホームヘルプサービス）、通所介護（デイサービス）を総合事業に移行し、市の事業として実施
  - これらの事業に加え、岡山市の独自の基準による訪問型サービス、通所型サービス（緩和した基準によるサービス）を実施
- ※訪問看護や福祉用具など訪問介護・通所介護以外の予防給付サービスを利用する場合は、引き続き予防給付の中で提供

### 2. 健康づくり・介護予防の取組を推進 (P6～8、P14～16参照)

- 「岡山市ふれあい介護予防センター」で実施しているリハビリ職等による短期集中予防サービスについて、より効果的・効率的な事業を実施
- 地域での介護予防教室等を通じて高齢者の活動の場を拡大し、地域での介護予防活動を推進
- 地域、市民、社会福祉法人等の民間事業者へ自立支援や介護予防の重要性に対して理解の醸成を図りながら、地域づくりを推進

### 3. 地域での支え合い活動を推進 (P9～11、P17～18参照)

- 岡山市では「地域の自主的な活動」や様々な取組により、多くの「支え合い」に関する話し合いや活動が地域で行われている。これらの豊富な資源を活用しつつ、「岡山市支え合い推進会議」や「岡山市支え合い推進員」を設置し、高齢者を支える地域の支え合いの体制づくりを促進
- 地域での支え合い活動の重要性について理解を醸成するとともに、地域毎の活動を踏まえながら「地域支え合い推進会議」の立ち上げを促し、その中で「地域支え合い推進員」の役割を位置付け
- 地域での支え合い活動の促進にあたっては、地域で働きかけを行いながら、より詳細な現状把握を行い、地域資源の見える化を実施
- 地域支え合いの体制づくりにあたっては、地域住民や地域の各種団体に加え、地域包括支援センター、社会福祉協議会や民間事業者等とも連携しながら実施

## スケジュール (P22参照)

- 岡山市では、総合事業を平成29年4月から開始
- 本指針をもとに、事業者説明会等を実施しながら、平成29年4月の事業開始に向け個別の事業の制度設計を実施

